

(資格確認書・医療費の自己負担について)

① 有効期限が到来する保険証または資格確認書について

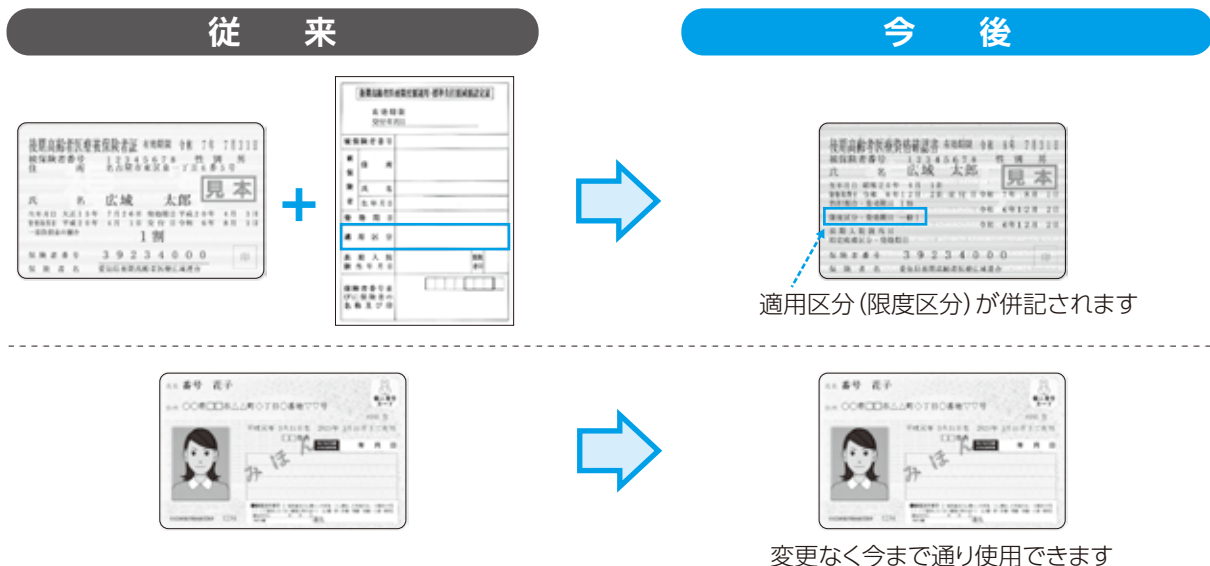
現在お持ちの保険証または資格確認書は、7月31日(木)で有効期限切れとなります。8月1日(金)から使用できる資格確認書を7月中旬から簡易書留で送付します。後期高齢者医療の暫定的な対応として、令和8年7月31日(金)までの間、すべての方に資格確認書が交付されます。

② 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付終了について

保険証の発行終了に伴い、証の交付は終了しました。今後は、申請により適用区分(限度区分)が記載された資格確認書が交付され、医療機関などで提示すると、支払い額が自己負担限度額までとなります。(令和6年度に証の交付を受けていた方は申請の必要はありません。)

③ 医療機関などにかかるときは

資格確認書もしくはマイナ保険証を提示してください。



④ 自己負担が高額になったときは

医療費の自己負担が限度額を超えたときは、後日高額療養費として差額を支給します。別途お知らせしますので、申請してください。

■問い合わせ先 住民医療課医療年金係 ☎(48)1111(内1117)

国民健康保険税の納税通知書を送付

令和7年度の納税通知書を7月中旬に送付します。

納付書で納付される方は納付忘れ・納付間違いに気を付けてください。

納税通知書と共に全ての納付書を一括して送付します。年度の途中で税額に変更があった場合は、変更通知と共に改めて納付書を送付しますので、必ず変更後の納付書を使用してください。

■問い合わせ先 住民医療課医療年金係 ☎(48)1111(内1118)